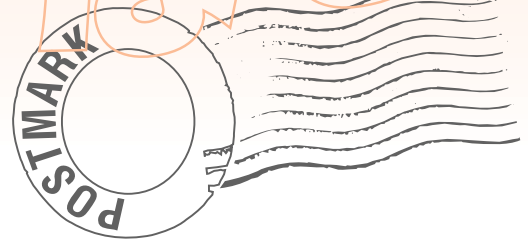


# Genki の Navi

vol.18 13-01

2013年5月号



## 特集 「25年度改正税法大特集」

〒635-0074

大和高田市大字市場中町793-4

発行所 辻井賢博税理士事務所 責任者 辻井 賢博

TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858

E-mail office-tsujii-0@helen.ocn.ne.jp

HP <http://辻井税理士.jp>



昨年12月に行われた衆議院議員選挙で3年ぶりに自由民主党が政権政党に返り咲き、安倍政権が誕生した。脱デフレ、2%のインフレ目標を掲げるアベノミクスといわれる戦略的政策は、日本銀行の黒田新総裁が主導する大幅な金融緩和という援護射撃を得て、国際通貨為替相場で円安誘導を実現し、また国内株式市場の相場を押し上げている。また安倍政権は、財界に対し従業員の賃金引き上げ要請を演出し、国内消費の拡大を狙っている。しかし、残念ながら、実体経済が活発化している様子はまだ見えない。一部の大企業を除き、賃金は上がり、円安によるエネルギー等関連物価の上昇を除いて、いまなお物価はデフレ傾向にある。一方で、急激な円安と国内株式市場の高騰は、外国ヘッジファンドの格好の標的となりかねない。実際、我が国の長期国債の金利は乱高下しているという。長期金利の高騰は、国債価格の暴落を予見せしめ、「日本沈没」という最悪のシナリオもありえるのである。なんせ「不気味」なのである。

閑話休題。今年の税制改正は、おおむね個人及び法人事業者の投資減税と高額個人所得者の税率引き上げ、そして相続税の課税ベース拡大などであっさり片がついたようだ。民主党政権時代に消費税増税と復興特別税の創設は既に決まっていたから、結局は財務省の思惑通りとなったわけだ。平成26年4月から実施される消費税率の5%から8%への引き上げは想像以上に日々の国民生活に大きく影響するであろう。平成27年1月から施行される相続税の改正は、非課税となる基礎控除額の大幅な減額をその主な内容とする。富の再配分としての機能を有する相続税の位置づけが、大衆課税へと変質しようとしている。

マクロもミクロも大きな岐路に差しかかっているようだ。この国はこれからどこに行こうとしているのだろうか。希望と不安の入り交じった感情を隠すことができない。実体経済の低迷、株式市場の高騰、急速な円安そして確実な増税、これらの現実は何を意味するのか、国家国民の一人として何をなすべきか、また平凡な市民の一人として自分や家族を守るために何をなすべきなのか…う～ん、しんどい。

今日も肩、背中がパンパンに張って堪りません。…が、逃げるわけにはいきません。正面向かって、元気を出して、合言葉は…やっぱり「元気 NAVI、NAVI」。

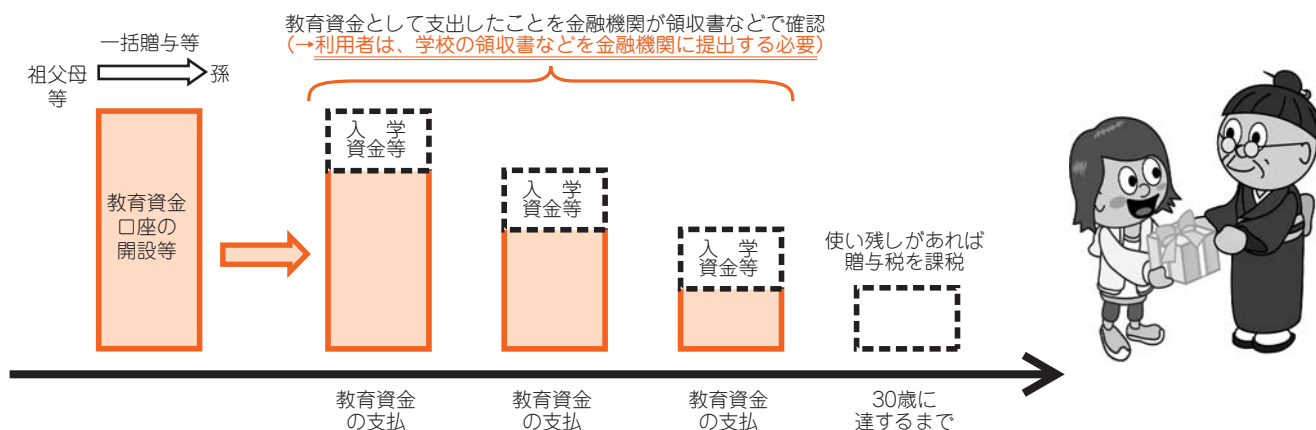
今日も肩、背中がパンパンに張って堪りません。…が、逃げるわけにはいきません。正面向かって、元気を出して、合言葉は…やっぱり「元気 NAVI、NAVI」。

# 特集① 相続税・贈与税は、こう変わる!!

Genki Nevi Nevi

## 〔1〕教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税

高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子供の教育資金の早期確保を図るため、平成25年4月から平成27年12月末までの間に、両親や祖父母から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫ごとに1,500万円まで（その内、学校以外の者に支払われる金額は500万円まで）を非課税とする措置が創設されました。



**3つのメリット!** この制度を活用すると、次のように3つのメリットが得られます。

### ◆ 第一のメリット 1日で大型贈与ができる!

本来、両親、祖父母などが教育費を必要な都度負担する場合は、贈与税はかかりません。しかし、この規定を利用し、例えば孫4人に1,500万円ずつ贈与すれば、一日で総額6,000万円の相続財産を減らす効果が得られます。高齢者や病気を抱えている富裕層にとっては、大型贈与が一日でできてしまうメリットは大きいでしょう。

### ◆ 第二のメリット 3年以内の生前贈与加算の対象外!

相続人に生前贈与すると、相続発生の前3年以内の贈与は相続財産に取り込んで相続税を計算することとする“生前贈与加算”の対象にならない点は大きなメリットの一つです。子や孫養子に贈与したあと3年以内に贈与者（両親、祖父母など）が亡くなっても、生前贈与加算の対象にならず、安心です。祖父母が病気で重篤であっても、意識がしっかりしており贈与できる状態であれば、この教育資金の贈与は相続対策として大いに有効です。

なお、贈与を受けた資金は30歳になるまでに使い切れれば、贈与税はかかりません。

逆に、30歳時点でまだ残った預金残高があれば、それには通常の贈与税がかかってくることになります。

### ◆ 第三のメリット 暦年贈与とのセットで利用可能!

贈与税の基礎控除（110万円）を用いた暦年贈与と、この教育資金の贈与をセットで利用できるのも魅力です。銀行へ1,500万円信託し、同時に孫本人の口座へ110万円贈与すれば、合計1,610万円を非課税で贈与できるというわけです。なお、その後の各年も基礎控除（110万円）は続けて使用することができます。

## ■教育資金はどこまでOK？

### ◆学校へ支払う教育資金とは？

上限1,500万円の対象範囲は、学校へ支払う入学金、授業料、入試の検定料や学用品費、修学旅行費、給食費などです。学校はインターナショナルスクールや保育園、海外の教育施設も対象となっています。

### ◆学校以外へ支払う資金の範囲は？

上限500万円となる教育資金の対象範囲は、思いのほか範囲が広いようです。

☆次の教育活動の指導料・施設使用料・指導者を通じて購入する教材、用具など  
 ☆学校等が認めた教材費等で業者に直接支払うもの

- 学習（学習塾・予備校・家庭教師・そろばん塾など）
- スポーツ（スイミングスクール・野球チームなど）
- 文化芸術（ピアノ教室・絵画教室・バレエ教室など）
- 教養の向上（習字・茶道など）



## 〔2〕相続税

### ①基礎控除の引き下げ

相続税の基礎控除《定額控除及び法定相続人比例控除》が、「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられます。

改正前		改正後	
課税遺産総額		課税遺産総額	
基礎控除 5000万円+1000万円×法定相続人の数		基礎控除 3000万円+600万円×法定相続人の数	



### ②税率構造の改正

相続税の最高税率が50%から55%に引き上げられるとともに、税率構造は6段階から8段階となります。法定相続分に応ずる取得金額が1億円以下までの税率は変わりありませんが、改正後は2億円以下の金額が40%、3億円以下が45%、6億円以下が50%、6億円超が55%となります。

現行法			改正後		
法定相続人の取得金額	税率	控除額	法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	-	1000万円以下	10%	-
3000万円以下	15%	50万円	3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円	5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円	2億円以下	40%	1700万円
			3億円以下	45%	2700万円
3億円超	50%	4700万円	6億円以下	50%	4200万円
			6億円超	55%	7200万円

### 〔3〕贈与税

#### ①税率の見直し

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率が緩和され、1,000万円以下の金額に対する税率40%が30%に、1,000万円超の金額に対する税率50%が1,500万円以下は40%、3,000万円以下は45%、4,500万円以下は50%に緩和され、4,500円超が55%と細分化されます。

また、この「20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率」とは別に、「一般の贈与税率」が設けられ、贈与税に二種類の税率が設けられたこととなります。

現行法			改正後					
			① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産部分			② ①以外の場合		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円				400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円	600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円	1000万円以下	30%	90万円	1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円	1500万円以下	40%	190万円	1500万円以下	45%	175万円
			3000万円以下	45%	265万円	3000万円以下	50%	250万円
			4500万円以下	50%	415万円	3000万円超	55%	400万円
			4500万円超	55%	640万円			

#### ②相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上の子に対して行う生前贈与で、その贈与した財産を、親が亡くなった際の相続財産に加算したうえで、相続税額からその贈与税額を控除するというものです。この相続時精算課税制度の贈与税の特別控除（非課税枠）は、2,500万円とされています。今回の改正で、若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、受贈者に満20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢制限を60歳以上に引き下げることとされました。

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人 又は20歳以上の孫
贈与者	65歳以上の親（父又は母）	60歳以上の2親等以内の直系尊属 （父母又は祖父母）

### ～税金クイズ～

問1 税金には、いろいろな種類があります。現在、日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？

- ① 約25種類      ② 約50種類      ③ 約1500種類

問2 税務署を表す地図記号はどれでしょうか？

- ①     ②     ③     ④     ⑤ 

答えは6ページへ

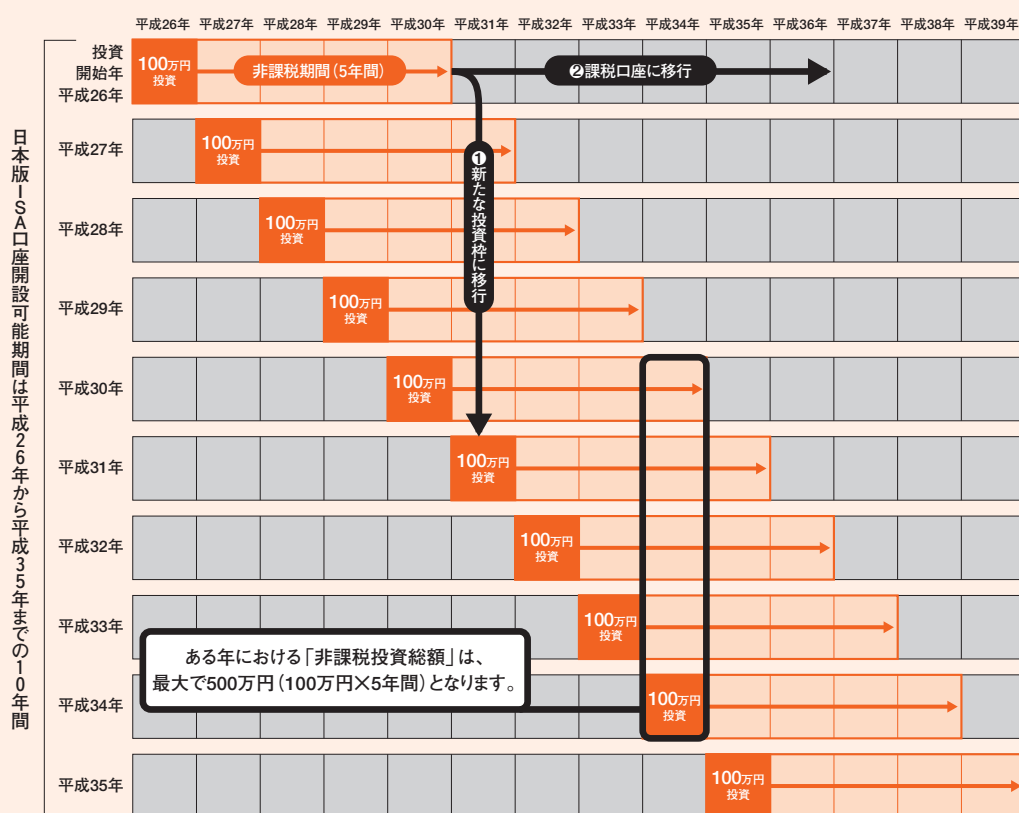
## 解体新書（少額投資非課税制度 NISA）

平成25年末をもって、上場株式等の配当金や譲渡益に対する軽減税率10%が廃止され、平成26年より本来の20%の税率となります。それに代わる税の優遇措置として平成26年より始まるのが、日本版ISAと呼ばれるNISA（少額投資非課税制度）です。

### 【NISAの概要】

- 〔1〕 上場株式・株式投資信託等の配当金や譲渡益が非課税となります。
- 〔2〕 日本に住む20歳以上の方なら誰でも利用できます。
- 〔3〕 年間100万円、保有総額500万円までの投資を限度とします。
- 〔4〕 非課税期間は5年間です。
- 〔5〕 平成26年から平成35年までの10年間投資可能です。
- 〔6〕 口座開設数は一人一口座のみです。
- 〔7〕 保有株式等はいつでも自由に売却できますが、売却により減少したその年分の投資枠の再利用はできません。
- 〔8〕 損失が生じても、他の特定口座等との損益通算や翌年繰越しはできません。
- 〔9〕 非課税期間終了後は、自動的に他の特定口座等に移管され、その後は課税の対象となりますが、翌年の投資枠を利用して非課税口座内で保有することを選択することもできます。
- 〔10〕 非課税口座は、取扱いのある銀行や証券会社で開設することができます。

### 【NISAのイメージ】



(三菱東京UFJ銀行HPより)

※金融機関によって取扱金融商品が異なりますので、非課税口座開設の際は、ご利用の金融機関に十分ご相談のうえ、お申し込みください。

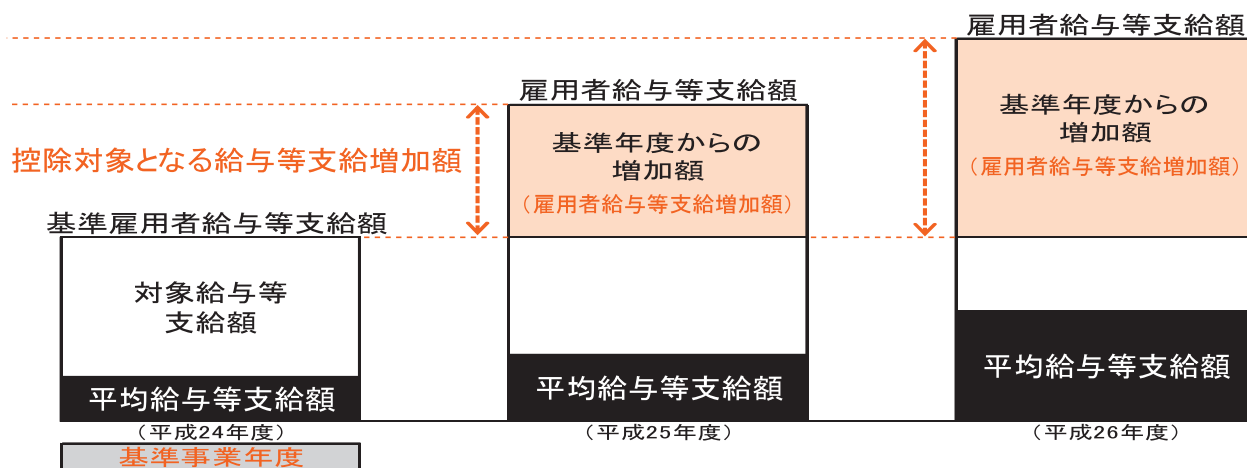
## ■雇用拡大促進税制の創設

### (1) 所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の概要

青色申告法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に給与等を支給する場合に、その雇用者に支給する給与等の支給額を基準事業年度よりも増加させるなど、次の(2)に掲げる3つの要件のすべてを満たす場合に限り、その給与等支給増加額部分について、法人税の10%（中小企業者等は20%）の税額控除を認めるという制度です。（個人事業者にも適用できます）

### (2) 3つの適用要件とは？

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して、5%以上増加していること
- ② 給与支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと



## ■雇用促進税制（雇用者数の増加に伴う法人税額の特別控除税度）の拡充

この制度は、青色申告法人が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に、その事業年度の雇用者（雇用保険の一般被保険者に該当する雇用者に限られます）数が前事業年度の雇用者数に比べ5人以上（中小企業者等は、2人以上）増加し、かつ、雇用者割合が10%以上増加していることが証明されるなどの要件に該当する場合には、増加者1人当たり20万円の特別税額控除ができたというものでしたが、改正により控除額が一人当たり40万円に引き上げられました。（個人事業者も同様です）



### ～ 4 ページのクイズの答え ～

#### 問1 ②約50種類

現在、国に納める国税で約20種類、市町村や府県に納める地方税で約25種類以上あります。また、③の約1500種類は現在のことでなく、江戸時代のことです。

#### 問2 ②

税務署はお金の計算を行うので、そろばんの玉をデザインした地図記号です。ちなみに、①は市役所、③は警察署、④は裁判所、⑤は老人ホームを表す地図記号です。⑤は、平成17年に全国の小中学生からアイデアを募集し、作られました。





# 私たちの業務のご紹介

私ども税理士事務所は、税務、会計に関する業務を中核に、お客様の日常的に発生する諸問題をお客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です

お客様の健全な継続と発展のために、コンプライアンスを掲げ、危機管理にも配慮しつつお客様の事業努力の成果としての適正な決算・申告等のお手伝いをします

お客様の事業継承及び財産継承のお手伝いをいたします

## (業務内容)

1. 個人の方、法人の方の所得税や法人税の申告相談、決算報告書の作成、各種確定申告書の作成などをいたします
2. 相続税や贈与税の申告相談などをいたします
3. スムーズな事業継承や財産継承のための事前の対策のお手伝いをいたします
4. 危機管理の一環としての保険指導をいたします



私ども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けておりません

わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をもって実践することが、信用であり、営業であると信じております  
ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介こそがわたくしどもの営業であり、わたくしどもの誇りであると考えます

お客様からのご紹介、歓迎いたしております

辻井税理士事務所は、地域にあって、お客様の視点で、お客様と共に、グローバルな観点から、お客様をしっかりとお支えする税理士事務所です

## 平成25年度改正税法説明会のご案内

来る平成25年6月14日（金）、午後2時00分より大和高田経済会館にて、平成25年度改正税法説明会を開催いたします。参加人員は問いません。参加費も無料です。詳しくは別紙をご参照下さい。



## 事務所からのお願い

所得税・消費税の確定申告時期は、贈与税の確定申告も行われることとなっております。この時期は、私ども税理士事務所は、一年で最も忙しい時期を迎えます。そのため、自社株式の評価額計算及び不動産の評価額計算につきましては、財産の事前評価依頼書により申し込みをしていただくこととなっております。誠に勝手ながら、申込依頼書の締切日は毎年11月30日とさせていただきます。

お早めの御連絡をお待ちしております。